

高崎商科大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、高崎商科大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

「自主・自立」を建学の精神とし、これに基づく大学の教育理念を「実学重視」「人間尊重」「未来創造」として明確に定めており、かつ学内外へ適切に周知する体制が整備されている。教育理念と地域特性を生かして、大学は「面倒見の良い、学生主役の大学」そして「地域密着型の大学」を目指しており、このことは大学の個性・特色として光彩を放つものとなっている。

教育研究組織については、大学の使命・目的を達成するために、各組織間相互の適切な関連性が保たれ、組織と意思決定が円滑に運用されている。併せて、人間形成のための教育も十分に行われるよう配慮がなされている。

教育課程は体系的かつ適切に設定され、更に「面倒見の良い、学生主役の大学」の個性を生かした少人数教育が実践されており、達成状況の点検・評価の努力もなされている。

アドミッションポリシーは明示され、それに基づき入学者選抜が行われている。学習支援、学生サービスは、就職支援、学生からの要望とその実現、進路指導、国際交流などを適切な体制のもと運用しており、総じて積極的かつきめ細かい配慮がなされている。

教員に関しては、必要な教員数を確保し、教育研究活動を活性化させるための取組み、教員人事の方針も明確に定められている。また、職員に関しても、事務組織編制の観点から、採用・昇任・異動などが適切に運営されており、更に職員の資質・能力向上のための取組みも行われ、大学の教育及び研究支援のための事務体制は構築されている。

大学の管理運営体制、設置者との関係及び設置者の管理運営体制などについては、法人・大学、それぞれ学則及び教授会規程、その他の関係諸規程を整備して行われている。学長、研究科長及び学部長が理事または評議員として法人の運営に参画し、また、大学・短大事務局長を兼務する法人本部長が理事（常務理事）、評議員であると同時に教授会にも出席することにより、管理部門と教学部門の連携を図っている。なお、自己点検・評価には継続して取り組んでおり、大学運営の改善・向上に繋がっている。

財務面では、大学の教育研究目的を達成するための必要な財政基盤を有しており、収支バランスを考慮した運営がなされ、適切に会計処理が行われている。財務状況は極めて健全である。

教育研究環境について、その目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎、図書館、IT環境など）が整備され、適切に維持・管理されており、施設設備の安全性の確保及びアメニティに配慮した教育環境が整備されている。

社会連携に関しては、「地域密着型の大学」を目指すとして、大学の物的・人的資源（運動場や図書館の一般開放、地域・各種団体への講師派遣、学生のボランティア活動など）が地域社会との協力関係において積極的に活用されている。

また、社会的機関として必要な組織倫理については、学内教育支援ネットワーク「SHODAI Web Campus」に規程集を掲載して周知している。なお、研究倫理に関する規程、人権問題に関する規程、公的研究費の不正防止に関するガイドライン及び危機管理マニュアルについては、整備に向けて検討が進められている。

学内外に対する、大学の教育研究成果の広報活動の体制は整備されている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神「自主・自立」のもと、大学の教育理念を「実学重視」「人間尊重」「未来創造」として明確に示している。これらは大学ホームページ、大学案内、学生便覧などの各種媒体及びオープンキャンパス時の説明などの機会を通して学内外に明示されており、特に学内に対しては、保護者会や教授会、各種会議などにおいて、更には入学式や学位授与式の学長式辞において、周知を徹底する努力がなされている。

大学の使命・目的は「高等学校教育の基礎のうえに、広く深い教養と人格の陶冶に努めるとともに、広く社会科学に関する学問を研究教授し、もって産業の興隆並びに文化の発展に貢献しうる有為な人材を育成すること」として学則第 1 条に定められている。これに基づき、学部の目的も学則上に明記し、更に各コース別の人材育成の方針、教育目的及び教育目標についても「学生便覧」に記載して、学内への周知に努めている。これらは大学の教育理念と同様に、ホームページやオープンキャンパスなどを通して、積極的に公表されている。

大学創立時の原点から、学部・学科の構成、名称、人材育成のコースについて検討を重ね、社会情勢・時代の変化に即応して、教育内容の改革・改善を積極的に行っている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育研究上の目的を達成するために必要な組織として、1学部1学科、1研究科のほか、各センター、研究所などの附属機関が設置されており、大学の使命・目的を達成するための組織が適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれている。また、入学定員、編入学定員、収容定員を変更するなど、適切な規模の組織となるよう改善を行っている。更に、学長直轄の諮問機関「将来構想委員会」において、学部を基礎として設置されている大学院研究科・専攻の名称変更や学部・学科の教育研究組織の最適化に向けた改善・充実に向けての努力がなされている。

教養教育の運営上の責任体制としては、特別な組織は設置されていないが、カリキュラムなどを検討する際には、教養・基礎教育科目の担当教員による検討部会を開催し、教養教育のあり方や運営について検討がなされている。また、教養教育が十分できるよう、教務委員会、「大学協議会」、大学教授会など、大学全体で対応されているが、教養教育の重要性にかんがみ、組織的な整備が望まれる。

学内の意思決定機関としては、全学的な運営を円滑に行うための「大学協議会」、学部には大学教授会及び各種委員会、大学院には「大学院教授会」及び「研究科委員会」が置かれており、適切に機能している。

【参考意見】

- ・教養教育の運営上の責任体制については、教務委員会、「大学協議会」、大学教授会などで対応されているが、その重要性にかんがみ、教養教育を運営するための組織を置くことが望まれる。

基準3. 教育課程

【判定】

基準3を満たしている。

【判定理由】

建学の精神「自主・自立」に基づく「実学重視」「人間尊重」「未来創造」の教育理念の下に、大学・大学院ともに教育目的が学則に規定されており、建学の精神・教育理念・教育目的に沿って、教育課程が編成されている。

学部の教育課程は、「教養・基礎教育科目」と「専門教育科目」に大区分され、更に専門教育科目は高度情報化への対応、地域やビジネスにおけるホスピタリティマインドの必要性への対応などを編成方針として、4コース制により体系的かつ系統的に編成されている。また、少人数教育が実践されており、各コースの教育目的の達成という面で期待できる。大学院の教育課程は、学部教育を基礎に高度な産業人を養成することを目的としているため、基本的に学部と同様の学問領域から編成されており、「基礎科目」「専門科目」「演習」から構成されている。また、学部と同様に学生の目的意識を明確にするため4コースを設けており、教育課程が体系的かつ適切に設定されている。

単位認定、進級及び卒業・修了要件については、設置基準を遵守して学則に定められて

いる。更に、GPA(Grade Point Average)制度が導入されており、厳格な成績評価を行うことや学業成績の基準として活用されている。しかし、各授業科目の授業期間については、学年暦編成上の工夫が望まれる。

学生の学習状況・意識調査については、前期、後期のいずれにおいても全科目で学生による授業についてのアンケートが「Web Campus アンケートシステム」により、学内ウェブサイト上で行われており、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力がなされている。

【参考意見】

- ・シラバスの記載で、各回の内容が明示されていない科目があるため、すべての科目において各回の内容を明示し、学生に周知を図ることが望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

学部、大学院ともにアドミッションポリシーが明確に定められており、入学試験要項や大学ホームページに掲載され、オープンキャンパス、進学説明会、高校訪問、出前授業、高大連携授業などの学生募集の際に、広く周知が図られている。入学者選抜については、指定校推薦、公募推薦、スポーツ推薦、スカラシップ、AO、一般、センター試験利用、編入（推薦・一般）、特別入試などの多様な入学試験を実施しており、特に AO 入試は、選抜基準とアドミッションポリシーが有機的に連動している。学部については、ここ数年安定的に入学者が確保されており、入学定員確保に向けての努力がみられる。

学生への学習支援を行うため、週 2 回のオフィスアワーが実施されており、「面倒見の良い大学」を目指す大学ならではのきめ細かい学生サービスが行われている。また、毎年度「学生生活満足度アンケート」「資格取得アンケート」を実施しており、大学改善のための取組みも積極的に行われている。

学生サービス、厚生補導などについては、学生委員会を中心に、事務組織を含めて適切に運営されている。経済的な支援としては、多様な奨学金制度、私費留学生に対する授業料減免制度が整備されており、また一定水準以上の資格を取得した学生に対しての「資格取得奨励金」が支給されている。

就職・進学に対する支援については、キャリアサポート室が中心となって、面倒見の良い充実した体制で適切に運営されている。

【優れた点】

- ・学生の就職率の向上やキャリア形成の促進を図るための取組みとして、文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業（就職支援推進プログラム）」に採択され、学生の就職活動やキャリア支援に対して積極的に取り組んでいることは評価できる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教育課程を遂行するために必要な専任教員数は、大学設置基準に定められた数を満たしており、教養・基礎教育科目、専門教育科目にバランスよく配置され、また専門教育科目における各コースの分野の教員配置についても概ね適切である。教員の専任・兼任の比率も適切であり、年齢構成については 60 歳以上の教員の割合がやや高いが、概ね適切である。

教員の採用・昇任は、「高崎商科大学教育職員任用規程」「高崎商科大学特別任用教育職員規程」「高崎商科大学兼任教育職員規程」が定められており、適切に運用されている。

教員の教育担当時間も概ね適切である。また、教員の教育研究活動を活性化するための取組みについては、「高崎商科大学ファカルティ・ディベロップメント規程」に基づいて「FD 推進委員会」の組織的な活動が積極的に行われている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

大学キャンパス内に法人本部が置かれ、大学・短大事務局と一体的に事務組織を編制し、適切な職員配置により効率的な事務組織となっている。また、採用・昇任・異動については、「学校法人高崎商科大学職員任用規程」「学校法人高崎商科大学事務職員人事考課規程」を定めており、人事計画に基づいて行われ、かつ適切に運営されている。

平成 21(2009)年度に学内で実施された SD(Staff Development)研修会をはじめ、職員の資質・能力の向上のための研修の取組みについても適切に行われている。

教学関係の会議体の全ての委員会に、事務局より職員がメンバーとして参画していることや、「学生生活・学習支援センター」における教員、職員の常駐など、教育研究組織と事務組織が一体的に機能しており、適切に構築された教育研究支援のための事務体制が運用されている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

法人及び大学の管理運営は、それぞれ寄附行為、学則及び教授会規程、その他関係諸規程を整備して概ね適切に行われている。大学と同一キャンパス内の短大を含めた大学運営を機能的、効率的に行うための協議機関として「大学協議会」が、教授会の審議・決定のための事前調整機能を果たしている。

理事長は必要に応じて教授会に出席し、学長は理事、評議員として、研究科長及び学部長は評議員として法人の運営に参画している。また、大学・短大事務局長を兼務する法人本部長が、理事（常務理事）、評議員に選任され、「大学協議会」、教授会にも出席することにより、管理部門と教学部門の連携を図っている。

自己点検・評価は、規程に基づき平成 13(2001)年 4 月の大学開学以来継続して取組んできており、平成 22(2010)年度からの学部・学科名称変更やカリキュラム変更は、自己点検・評価活動の成果として評価できる。自己点検・評価結果の公表については、「自己点検・評価報告書」を平成 15(2003)年度から毎年冊子として印刷、発行しているにとどまり、十分ではないことを大学は認識しており、ホームページでの公開も含めた外部への積極的な情報公開について今後充実を図るべく検討している。

【改善を要する点】

- ・決算承認に係る理事会及び決算報告に係る評議員会については、出席した監事の口頭による監査報告のみならず、私立学校法第 37 条第 3 項の規定に従い、監事の監査報告書の原本を回覧するかあるいは写しを配付することと併せ、議事録にも資料として添付するよう改善が必要である。

【参考意見】

- ・「自己点検・評価報告書」をホームページに公表することが望ましい。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学の教育研究目的を達成するための必要な財政基盤を有し、消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率からみた財務状況は、法人、大学ともに良好であると評価でき、収入と支出のバランスのとれた法人運営、大学運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされている。また、新会計システムの導入により、予算の執行状況を迅速に把握することができており、公認会計士の監査は、約 2 か月に一度実施されている。

財務情報の公開は、学内広報誌「Green Campus」及びホームページで行われている。

科学研究費補助金の申請数が少ない点は改善の余地があり、その増加に向けた取組みが必要である。

大学の財務状況は極めて健全である。更に、将来を見通した財務の中長期計画が策定されており、収入と支出のバランスのとれた計画となっている。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

併設の高崎商科大学短期大学部と共用のキャンパスは、大学、短大それぞれの設置基準の合計面積を十分に上回る校地（全部）、校舎（一部）を共用して使用しており、教育研究目的を達成するために必要な施設・設備を整備して、適切に維持、運営されている。図書館は、最終授業終了後も使用でき、更に学外からもインターネットを利用して蔵書の検索ができるなど利便性に配慮している。一方、図書の保管スペースの問題が顕在化しつつあるので、将来的にその改善計画の策定に期待したい。

施設設備の安全性については、校舎の耐震性やアスベストなどの問題はないが、一部校舎において、エレベータの未設置や障がい者用トイレの未整備など、バリアフリー化への対応が遅れているため、今後対策を講じていく必要がある。

キャンパス内にはアメニティに配慮した環境が整備されており、学生の休憩の場、交流の場として有効に活用され、加えてソーラーパネルの設置など、エコキャンパスづくりにも着手している。

学生に対し 2 年に一回「施設利用アンケート」を実施し、優先順位をつけて順次その要望を取入れ、さまざまなハード面における施設整備を実行している。現在の課題として、曜日や時間帯により混雑する学生食堂の拡張や学生ホールの改修を検討しており、アメニティに大きく配慮している。

【優れた点】

- ・学生の要望を取入れ、コンビニエンスストアやベーカリーショップの設置、食堂メニューの低価格化、テニスコートの全面改修などを実施してきたことや 2 か所の東屋やベンチ、ソーラーパネルの設置などアメニティに配慮した教育環境の整備を実現してきたことは評価できる。

【参考意見】

- ・1 号館及び 2 号館についてはエレベータ設置などによるバリアフリーの完全実施に向け検討のうえ、整備計画を策定し改善に向けた取組みを開始することが望まれる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

「地域密着型の大学」を目指す大学は、運動場、ゴルフ練習場、図書館、講義室などの施設を一般開放し、公開講座の実施、地域の各種団体の講演への講師派遣、学生のボランティア活動支援にも取組み、積極的に地域社会のニーズに応える努力がなされている。特に学外のボランティア活動については、国際・地域交流センターの設置による組織的対応により、大学の地域連携活動として地域社会から評価されるとともに、参加学生への教育効果を高めるよい機会となっている。

企業や他大学との関係は、インターンシップや地域貢献のため設けられた授業科目「地域創造（半期 2 単位）」の履修志望者の増を図り、併設短期大学との単位互換制度を設けている。しかしながら十分な成果をあげているとは言えないので、今後は、単位互換協定校の開拓など国内外の他大学や企業との協力関係や交流を推進して、教育理念である「実学重視」の実質化を図っていくことに期待したい。

地域社会との協力関係は、平成 21(2009)年 4 月から「国際・地域交流委員会」を発展的に解消し、「高崎商科大学国際・地域交流センター」が設置されたことにより、さまざまな取組みが組織的に行われるとともに、活性化してきたことが認められる。他方、ネットビジネス研究所が設置されているが社会連携を促進するための研究所として有効に機能しておらず、大学もその改善方策を検討課題としており、今後はその体制整備も含め恒常的な機能強化に期待したい。

【優れた点】

- ・「高崎商科大学国際・地域交流センター」が、学外ボランティア活動に関する学生への情報提供・協力依頼などの対応窓口となり、ボランティア活動参加学生の増及び大学の地域における社会貢献活動を活性化したことは評価できる。
- ・地域社会との関係構築に努力し、山名丘陵自然道の整備、根小屋町 1 区「石碑の路」整備などの整備事業、上信電鉄活性化支援事業、その他の地域交流事業などを積極的に展開していることは評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関として必要な組織倫理に関する規定が整備され、教員、事務職員とも人事考課制度の導入により、職業人・組織人としての評価、改善を推進しており、大学が社会的責務を果たすために適切な運営がなされている。

「セクシュアル・ハラスメント防止に関するガイドライン」「学校法人高崎商科大学個人情報保護に関する規程」「学校法人高崎商科大学公益通報者の保護等に関する規程」は、学内教育支援ネットワーク「SHODAI Web Campus」に掲載して周知している。

教育研究成果の広報活動については、学内広報誌「Green Campus」「大学案内」「高崎商科大学紀要」「高崎商科大学叢書」などにより行っているが、今後はホームページを有効

活用した情報発信への一層の取組みが望まれる。

危機管理マニュアルに関して、大学はその重要性を十分認識しており、検討・整備に向けて作業を進めている。

【参考意見】

- ・学生の立場から利用しやすい危機管理マニュアルを整備することが望まれる。

